

## 会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催しました。

協議会名称	令和5年度第1回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会		
開催日時	令和5年8月8日(火) 10:00~10:55		
開催場所	宮代町コミュニティセンター進修館 小ホール		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	市川照夫 飯塚光弘 天海いづみ 明野真久	矢島静江 増野美七海 矢部雄大	古堺大義 小宮鎮紀 ○小林和政
次回開催予定日	未定 決定後、宮代町ホームページにて公表		
問い合わせ先	所属名、担当者名 宮代町福祉課福祉支援担当 小林、平向 電話番号 0480-34-1111 (内線328) メールアドレス fukushi@town.miyashiro.saitama.jp		
会議記録	発言記録 ・ 要約	要約した理由	
内容	<p>議 題</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について</p> <p>②更新登録申請について</p> <p>久喜市 社会福祉法人 元気村</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①軽微な事項の変更届申請状況について</p> <p>②令和4年度下半期実績報告について</p> <p>(3) その他</p> <p>・ 自家用有償旅客運送の登録の抹消について</p>		

## 協 議 会 会 議 録

**○事務局** 皆さん、おはようございます。まだですね、お二人みえておりませんが、定刻となりましたので、始めさせていただければと思います。ただ今からですね、令和5年度第1回埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、朝早い時間にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私はですね、今年度、事務局を担当させていただきます、宮代町福祉課福祉支援担当の平向と申します。会長選出までですね、司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではですね、はじめに、委嘱書の交付をさせていただきます。本来であれば、宮代町長から交付させていただくところがございますが、都合により出席できませんので、宮代町福祉課長鈴木が代理を務めさせていただきます。また、時間の都合上、代表の方のみの交付とさせていただきますのでよろしく願いいたします。では、委員の皆様を代表いたしまして、幸手市民生委員・児童委員協議会会長の市川照夫様、大変恐れ入りますが、その場でご起立お願いいたします。

**○鈴木課長** 委嘱書、市川照夫様、あなたを埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会委員に委嘱します。任期は令和6年3月31日までとします。令和5年8月8日、宮代町長新井康之。代読です。

**○事務局** 他の委員の皆様には、皆様の机に委嘱書を置かせていただいておりますのでこちらをもちまして委員の委嘱とさせていただきます。任期は本日から令和6年3月31日までとなりますのでどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、宮代町福祉課長の鈴木からご挨拶を申し上げます。

**○鈴木課長** 皆様、こんにちは。宮代町福祉課長の鈴木と申します。本来でしたら、町長がこの会議に出席をしまして、あいさつ申し上げるところでございますが、公務のため出席できませんので、私のほうからあいさつを申し上げさせていた

だきます。

まずはですね、本日は、埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま委員の皆様にはですね、委嘱書の交付をさせていただきましたが、快くお引き受けいただきありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、当協議会の運営に関しまして大変ご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして併せてお礼を申し上げます。

さて、この協議会につきましては、道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じて、埼葛北地区の住民の皆様の福祉の向上ですとか、公共の福祉の増進を図るために必要となる事項を協議していただくものがございます。

本日の議題につきましては、この後、事務局のほうから説明申し上げますが、協議事項が2件、報告事項が2件ございます。委員の皆様におかれましては、住民福祉の向上のため高い識見からのご助言を賜り、慎重なるご審議をお願いしたいと考えております。

結びに、本日もご出席の皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

**○事務局** ありがとうございます。続きまして、本日の資料を確認させていただきます。着座にて失礼いたします。事前にですね、皆様のお手元にお送りさせていただいている資料の確認になりますが、まず、1つ目、次第ですね。2つ目が埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱、3つ目が委員名簿、4つ目が自家用有償旅客運送福祉有償運送者リスト埼葛北、続きまして、資料1と書いてあるもので、地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断、資料2と書かれてあるもので、福祉有償運送に関する登録申請の概要、資料3、軽微な事項の変更届申請状況一覧、資料4、令和4年度下半期実績報告、資料5、自家用有償旅客運送の登録の抹消について以上の9種類となっております。

なお、本日はですね、資料4につきましては、ごめんなさい、資料の訂正がありましたので、本日はですね、差し替えを配布させていただいております。机の上に置いてあった資料4の横に正の字が記載されたものが正しい資料となっておりますの

で、そちらもお手元にございますでしょうか。皆様そろっておりますでしょうか。一部誤りがありましたので、訂正のうえ差し替えをさせていただきましたこと、お詫びを申し上げます。

資料のうち、不足等がございましたら、恐れ入りますが挙手等をお願いいたします。大丈夫そうですかね。

それではですね、会議に移る前に、事務局からご報告と、皆様にご了解をいただきたい事項がございますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

本日はですね、会議の出席者今現在なのですが、16名となっております。本日ご出席を賜りました委員の皆様をもちまして、委員の過半数が出席しております。従いまして、当協議会設置要綱第8条第2項に基づきまして、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

またですね、当協議会におきまして議事録を作成する関係から、本協議会での発言内容の録音を、真ん中のところにおいてあるのですが、録音させていただいておりますので、こちらにつきましてもご了承いただければと思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

それではですね、続きまして、第4と言うことで自己紹介となります。本日はですね、令和5年度の第1回目の協議会でございますので、委員の皆様、お手元の委員名簿に基づきまして、お名前をお呼びさせていただきますので、委員の皆様につきましては、その場でご起立いただきまして、お名前とご所属等自己紹介をお願いいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。こちらから順番にぐるっとお名前を呼びあげますので順番によろしくをお願いいたします。では、市川照夫様。

**○市川委員** 幸手市民生委員・児童委員協議会会長の市川です。よろしくお願いたします。

**○事務局** よろしくお願いたします。続きまして、矢島静江様。

**○矢島委員** 皆様おはようございます。白岡市民生委員・児童委員協議会会長の矢島と申します。どうぞよろしくお願いたします。

**○事務局** お隣が杉戸町の民生委員・児童委員協議会会長で大橋登喜夫様。本日、ご欠席です。続きまして、古堺大義様。

**○古塚委員** おはようございます。久喜市で児童障害福祉サービスを行っています古塚と申します。よろしくお願いいたします。

**○事務局** よろしく申し上げます。続きまして、滝川操様。

**○滝川委員** おはようございます。私は宮代町にあります認定特定非営利活動法人きらりびとみやしろの滝川と申します。よろしくお願いいたします。

**○事務局** よろしく申し上げます。続きまして、階戸隆正様。

**○階戸委員** 私は宮代町身体障害者福祉協議会の副会長をやっております階戸隆正と申します。利用させていただく側の委員として参加しました。よろしくお願いいたします。

**○事務局** よろしく申し上げます。続きまして、本日欠席でございますが、朝日自動車労働組合執行委員長の飯塚光弘様です。ごめんなさい。大変失礼いたしました。一般社団法人埼玉県乗用自動車協会労務委員さんの野本雄三様が欠席ですね。

**○飯塚委員** 皆さんお疲れ様です。朝日自動車労働組合で執行委員長を仰せつかっております飯塚と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

**○事務局** よろしく申し上げます。続きまして、増野美七海様。

**○増野委員** 関東運輸局埼玉運輸支局の運輸企画専門官の増野と申します。よろしく申し上げます。

**○事務局** よろしく申し上げます。続きまして、小宮鎮紀様。

**○小宮委員** 埼玉県東部中央福祉事務所の小宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局** よろしく申し上げます。続きまして、大熊聖也様。

**○大熊委員** 埼玉県企画財政部交通政策課の大熊と申します。よろしくお願いいたします。

**○事務局** 続きまして、助川真由様。

**○助川委員** はい。久喜市障がい者福祉課の助川と申します。よろしくお願いいたします。

**○事務局** よろしく申し上げます。続きまして、天海いづみ様。

**○天海委員** はい。幸手市健康福祉部社会福祉課の天海と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、矢部雄大様。

○矢部委員 白岡市健康福祉部福祉課の矢部と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、小林和政様。

○小林委員 宮代町福祉課小林です。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、吉倉寛子様。

○吉倉委員 杉戸町福祉課の吉倉寛子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、真鍋陸太郎様。

○真鍋委員 おはようございます。東京大学の真鍋と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。最後に、明野真久様。

○明野委員 はい。おはようございます。昭和タクシー有限会社代表の明野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 皆さんありがとうございます。それではどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次第の5、会長及び副会長の選出でございます。当協議会の会長、副会長につきましては、当協議会の設置要綱第6条におきまして、それぞれ1人を置くと定めております。同条第2項によりまして、会長は委員の互選にて、また第4項により副会長は会長の指名をした者をもってあてることとなっております。まず初めに、会長の選出につきまして、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、滝川委員。お願いいたします。

○滝川委員 学識経験者であります真鍋委員が適任だと思います。

○事務局 ありがとうございます。ただいまですね、学識経験者の真鍋委員をご推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

○事務局 ありがとうございます。それでは真鍋委員にお願いできますでしょうか。

○真鍋委員 承知いたしました。

○事務局 真鍋委員、ありがとうございます。それでは早速ですね、真鍋委員にお

かれましては、会長席へのご移動をお願いいたします。

それでは、続きましてですね、真鍋会長から副会長の指名をお願いしたいと思います。

**○真鍋委員長** はい、それでは、例年通りですけれども、事務局市町である宮代町福祉課の小林委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

**○事務局** ありがとうございます。ただいまですね、会長から小林委員に副会長との指名がありました。小林委員、いかがでしょうか。

**○小林委員** はい。わかりました。

**○事務局** ありがとうございます。小林委員におかれましては、現在の席にて副会長をお願いしたいと思います。

**○事務局** それではですね、会長より就任のご挨拶をいただきたいと思います。真鍋会長よろしくをお願いいたします。

**○真鍋会長** 皆様、改めておはようございます。本日、令和5年度第1回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会ということでお集まりいただきありがとうございます。本日、議題にも入っておりますが、まず本年度の最初の審議としまして、福祉有償運送の必要性の判断をしていきたいと思いますが、こちら事前に資料が配布されていると存じますけれども、かなりこの埼葛北地区におきましては、福祉運送を担っていただける団体さんが少ない状況となっているというところですので、それで、本日お集まりいただいている皆様方は、福祉有償運送、福祉に関する現場で活躍されている方々でいらっしゃいますので、現場からこういった制度があり、非常に必要とされているということを皆さんにおっしゃっていただいて、当地での移動制約につきまして、十分な移動ができるように是非ご協力いただければと思います。本年度、後ほど事務局からご連絡あると思いますが、本年度は2回になるかと思っております。どうぞ、本年度いっぱいよろしくをお願いいたします。

**○事務局** ありがとうございます。それでは、新しい協議会の会長と副会長が選出されました。この後の議事進行につきましては、真鍋会長をお願いしたいと思います。真鍋会長どうぞよろしくをお願いいたします。

**○真鍋会長** はい、よろしくをお願いいたします。それでは、議題に入る前に、まず

は、議事録署名委員を選任させていただきたいと思います。こちらにつきまして  
は、本日参加いただいている委員の皆様の中から、名簿順でお願いしたいと思いま  
す。よろしいですか。

《異議なしの声あり》

**○真鍋会長** それでは、番号順で恐縮ではございますが、市川委員と矢島委員にお  
願いしたいと思います。よろしくお願いたします。本日の議事録ができました  
ら、事務局からお二人に署名をお願いすることとなりますので、よろしくお願  
いたします。はい、それでは、議事に入っていきたいと思います。本日、傍聴希望者  
はいらっしゃいますでしょうか。

**○事務局** 本日はですね、傍聴希望者はいらっしゃいません。埼玉県埼葛北地区福  
祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び会議録の公開に関する取扱要領第2条協  
議会の公開の規定によりまして、本日の会議の議題は非公開内容ではございませ  
るので、会議は公開となります。

**○真鍋会長** 公開ですが、傍聴者はいないということですので、このまま議題に入  
っていききたいと思います。議事録につきしては、公開されます。ということになっ  
ております。

それでは、次第に従い進めて参りたいと思います。議題の1協議事項の①です  
ね。地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について、こちら  
について事務局から説明をお願いしたいと思います。

**○事務局** はい、それではですね、地域内における移動制約者等と福祉有償運送の  
必要性の判断につきまして、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、運  
営協議会の役割と趣旨について簡単にご説明したあと、議事としてお諮りした経緯  
も含め、ご説明させていただければと思います。

それではですね、運営協議会の役割と趣旨からご説明申し上げます。まずです  
ね、福祉有償運送とはですね、タクシー等の公共交通機関によって要介護者、身体  
障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合にのみ認められ、NPO  
法人等が、実費の範囲内の対価によりまして、乗車定員10人以下の自家用自動車  
を使用いたしまして当該法人等の会員に対して行う原則ドア・ツー・ドアの個別輸  
送サービスのことをいいます。

道路運送法では、自動車を用いて旅客の有償運送を行おうとする場合はですね、国土交通大臣の許可が必要となっております。運行管理等運行の安全を確保するために、事業者として講ずべき措置が義務づけられております。自動車を用いて有償で他人を運送するのは、原則として、公共交通機関であるバスやタクシー事業者が担うべきものでありまして、移動制約者等の輸送について、当該地域内の公共交通機関事業者によっては、十分な運送サービスが提供されない場合に、移動制約者等の輸送を確保するために福祉有償運送が必要であることについて市町村がですね、主宰する運営協議会を構成する関係者が合意した場合、こちらの本日の会議ですね、に限り、埼玉県知事の登録を経てNPO等による福祉有償運送の実施を認めることができるようになっていきます。

この様な背景を踏まえまして、こちら埼玉葛北の久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の地域におきましては、別にお配りした要綱を定めて、当協議会を設置して運営しております。

こうした設置を認めるにあたり、運営協議会は、移動制約者等による移送ニーズと当該地域内の旅客自動車運送事業者による運送サービスの提供状況を的確に把握したうえで、当該地域における福祉有償運送の必要性に関する判断を行う必要があります。また、運営協議会では、運送の区域、運送の対価、旅客の範囲などについても合意を得ることとされていますが、これら事項について判断する際には、この地域において福祉有償運送の必要性があるという認識が運営協議会の構成員の皆様の中で共有されたうえで、各事項について当該必要性から合理的に導かれる内容とすることが必要となっております。

福祉有償運送の必要性の判断につきましては、平成23年の6月に運営協議会における合意形成のあり方検討会の報告が国土交通省自動車交通局旅客課のなかで取りまとめられておりまして、その中で、繰り返しになりますが、『旅客というものは本来、バス・タクシー等の公共交通機関が担うべきものであるということに関係者が認識することが重要でありまして、公共交通機関だけでは、十分な輸送サービスを確保できないことを運営協議会で諮ったうえで協議を進めることが大前提であること。さらに、移動制約者の移動機会の確保に関する長期的な対応も含め議論を深めるためには、数量的なデータの把握が必要である』という指摘がされていま

す。

このことについては、平成25年度に当該この協議会におきまして、その際に提示した資料や意見等を踏まえまして、数的なものとして、福祉有償運送は必要ということを確認され、その上で、必要性、安全性及び信頼性などを確認いたしまして判断していく結論に至ったものでございますが、経年により数的データに多少なり変動があるかと思っておりますので、ここで、改めて、福祉有償運送の必要性について、皆様にお諮りをいたしまして、今後の協議会における登録等については、福祉有償運送の必要性をこの協議会の中で合意された形で進めていただきます。

そこでですね、今回、皆様にお諮りするにあたりまして、お手元の資料1、こちらの左側が止めてある資料1ですが、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の各市町により、数量的なデータと、それを踏まえた上での、福祉有償運送の必要性についての考えを提出いただいておりますので、こちらの資料をもとに福祉有償運送の必要性をご確認いただきたいと思っております。以上でございます。

**○真鍋会長** はい、ありがとうございます。今、ご説明ありましたように資料1をご覧くださいますと、上の1、2、3、4のところに各市町の状況を示す数字が書いてあります。1の移動制約者の数というのは、これは高齢者の方が増えていくとどうしても移動制約の方も増えていくことで例年増加傾向にありますし、タクシー等の状況に関してもそれほど、移動制約者の方にとっての状況が良くなっている状況でもないということですね。また、4番にですね、この協議会で確認していきまます福祉有償運送のサービスの状況が書かれておりますが、1ページ目の久喜市さんで6つの団体ですけれども、次のページ以降をめぐっていただきますと幸手市さん、白岡市さん、宮代町さん、杉戸町さんと、1件あるいは2件の団体さんはいらっしゃるものの幸手市さんや杉戸町さんに至っては、市町の中で運送している団体さんはいらっしゃらないというふうな状況となっております。それらを踏まえて、各市町さんのほうでの必要性についての文章が5のところに書かれております。こういったところをご覧くださいれば分かりますように当地区におきましては、今後も福祉有償運送が必要ということを判断するものと存じますが、皆様からご意見等ございますでしょうか。

よろしいですかね。それでは、ご意見等ないようですので、本協議会におきまし

て、福祉有償運送の必要性を確認したということで、今後の協議においては、必要性、安全性及び信頼性などを確認して判断していきたいと思います。それでよろしいですか。

《承諾の意思表示》

**○真鍋会長** ありがとうございます。では、次の議題に入りたいと思います。協議事項の②ですね、更新登録申請についてということで、事務局さん説明をお願いいたします。

**○事務局** はい。今回はですね、1団体から新規登録申請が提出されております。それでは、申請団体の方をお呼びしますので、少々お待ちいただければと思います。

それでは、お手元の資料2のほうをご用意いただければと思います。こちら資料2のとおり社会福祉法人元気村様から更新登録申請が提出されております。窓口市町は久喜市様でございますので、久喜市の事務局より概要の説明のほうよろしくお願いたします。

**○助川委員** はい、それではですね、久喜市のほうからご説明をさせていただきます。今回の更新の事業所につきましては、社会福祉法人元気村というところになります。有効期限はですね、令和5年の10月13日というかたちになっておりますので、今回の協議会のほうでですね、更新についてお諮りいただきたいということになっております。

資料の1枚目のところを上から順に説明させていただきます。まず、1つ目、運送の主体ということで、名称は社会福祉法人元気村、住所は、これは法人本体のものですけれども、鴻巣市東1-1-25というかたちになっております。代表者の方につきましては、神成裕介様になります。事務所の位置につきましては、久喜市栗橋310-1、栗橋翔裕園ホームヘルプサービスセンターというところになっております。2番目、法令順守の関係です。欠格事由に該当はございませんでした。運送の区域につきましては、久喜市内というかたちになってございます。旅客の範囲につきましては、利用会員数は6名、6名とも要介護認定をうけているというかたちの方になります。会員の方のですね、在住市町村につきましては、すべての方が久喜市の方というかたちになってございます。5番目、旅客から収受する対価に

つきまして、料金のほうは、距離制というかたちになっております。距離の対価等につきましてはこのとおりとなっておりますのでご確認いただければと思います。

続きまして、めくっていただきまして、6番目、自動車の保有数につきましては、使用車両数3台、いずれも車いす車というかたちになってございます。すべて所有というかたちになっております。運転者等の確保の項目につきましては、運転者数は、2名、講習の受講人数も2名というかたちになっております。2名とも社会福祉士の資格をもっている方というかたちになっております。資料のほうにですね、免許証であるとか、受講の状況について市の登録の修了証とかついてございますのでご確認いただければと思います。8番目、運行管理体制等につきましては、様式6号にあるのですけれども、車両3台と責任者1名というかたちになっております。次、8番目、整備管理体制等につきましては、様式の7号になるのですけれども、整備管理責任者は佐藤善明様というかたちになってございます。9番目、事故対応等ということで、こちら様式7号のほうにあるのですけれども、事故対応の責任者は佐藤様になっております。事故処理の連絡体制につきましては、運転者が事故対応の責任者もしくは代表者のほうに連絡と警察に連絡、そのほか、運輸局であるとか久喜市のほうに報告するというかたちになってございます。苦情処理体制につきましては、苦情処理責任者は佐藤様になっておりまして、苦情処理担当者に尾形様のほうが選任されておる状況となります。損害賠償措置につきましては、それぞれ3両の車両ともですね、加入されておりまして、対人無制限、対物無制限のかたちのものになっております。こちらにつきましては、保険証券の写し等をつけさせていただいておりますのでご確認いただければと思います。ざっくりとですね、概要等説明させていただいておりますのですけれども、その後ろにですね、それぞれ各様式に則ったものをですね、作成させていただいております。中を確認していただいたうえでご審議いただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**○真鍋会長** はい、ありがとうございます。では、団体様のほうから何か今の説明について補足等ございますでしょうか。

**○元気村** 栗橋翔裕園のホームヘルプサービスセンターの佐藤善明と申します。本日はよろしく願いいたします。今、訪問介護の通院等乗降介助加算というものを

私どもやっております、訪問介護を利用されているご利用者さんの中で、通院にお困りになつているという方がいらっしゃるということで、だいたい月1回くらいのペースでご利用者さんを病院のほうにお連れしているという現状がございまして、今後もこのような対応を継続させていただければと思いますのでなにとぞよろしくお願ひいたします。

**○真鍋会長** はい、ありがとうございます。少し説明をいただきたいのですが、この福祉有償運送で運送されているのは、どういったパターンというか、どういふ方をどこまでとうことが多いのでしょうか。

**○元気村** 訪問介護を普段利用されているご利用者さんで定期的に通院されている方がおります。かかりつけの病院のほうに、朝、ご自宅のほうにお迎えにあがって、病院のほうに訪問介護スタッフが一緒に付き添ってお連れして、帰りご自宅のほうまで対応するというかたちになっております。

**○真鍋会長** はい、ありがとうございます。資料のほうに安全な運転のための確認表や乗務記録、また、車両の写真等を付けていただいております。今のご説明ですと、まず、ご自宅まで行って病院へということなんですけれども、この安全な運転のための確認のほうは、どのようなかたちでやられておりますでしょうか。

**○元気村** はい。まず、運転するスタッフですけれども、アルコールチェックをですね、事業所のほうに用意しておりして、チェックを受けてもらいまして、他の者に数字のほうを見せまして、問題なければ、そのまま、高齢者のご自宅に伺うのですが、車両運転前に、車両の確認をですね、タイヤの確認、灯火の確認、ガソリンの確認などをいたしまして、問題なければ、ご自宅のほうに向かうというかたちになります。

**○真鍋会長** はい。ありがとうございます。今日は更新登録申請ということで、変更の申請は出ておりませんので、これまでと同じ内容の更新とういふことで間違いないでしょうか。

**○元気村** はい。今後も同じ内容で更新させていただければと思っております。

**○真鍋会長** はい。ありがとうございます。私のほうからこの確認事項は以上となりますが、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

はい、明野委員、お願ひします。

**○明野委員** はい。運行管理の責任者が佐藤様ということで、まず、事業所では、  
どうのお立場かここでは分からないのと、先ほどの点呼の仕方については、誰が  
どのようにやっているのかちょっともう一度教えていただければと思います。

**○真鍋会長** お願いいたします。

**○元気村** はい。私のほうは、施設の在宅部門の責任者をさせていただいておりま  
す。具体的には、訪問介護、後は、施設の中にデイサービス、後は、居宅ケアマネ  
ジャーの事業所もございますので、そちらのほうの責任者をさせていただいており  
ます。

あと、朝のスタッフのアルコールチェックの流れでよろしいでしょうか。

**○明野委員** 点呼の流れです。

**○元気村** 点呼の流れ。朝、職員が出勤しまして、アルコールチェックをして、朝  
早い時間になってしまいますので、事務所にいるスタッフにですね、実際の数値の  
ほうを見せて、その時、状態とかも確認してもらいまして、問題なければ、業務に  
入ってもらうというかたちになっております。

**○明野委員** 安全な運転のための確認表というのが、おそらく点呼簿にあたるんだ  
と思うのですが、佐藤さんが2回やられていて、3月11日はどなたか分からない  
んですが、5月18日は小沢さんになっていますが、点呼をする方の代務者が佐藤  
さんと長原さんになっているのですが籠宮さんも確認者に使っちゃっているのです  
が、点呼は、基本的には、佐藤さんか代務者である長原さんがやらないとまずい  
と思ってるんですが、これは今やっていないということよろしいでしょうか。

**○真鍋会長** はい。資料の様式第7号に運行管理の責任者ところに責任者は佐藤  
様、代行者が長原様のお名前が入っておりますが、確認表の署名ですね、籠宮様と  
小沢様の名前はそもそもこちらの運行管理のほうに入っていない、そういう状況で  
やられているかということですね。

**○元気村** 私か長原がいるときは、対応させてもらうんですが、どうしてもいない  
ときもございますので、その時につきましては、他の者に確認をお願いしている  
うかたちではあるのですが。

**○真鍋会長** それは、制度上よろしくないということですね。ですので、こちらの  
運行管理の責任者の代行者のところ実際にやられている方をちゃんとあてないと

いけないのですけれども、そういうことは可能ですか。

○**元気村** はい。今後、対応させていただきます。

○**真鍋会長** はい。確認者を佐藤様と長原様が担当するのではなくて、代行者として実際できる方を記入することでよろしいですか。

○**元気村** 代行者のところに、実際に確認をするかもしれない職員の名前を入れればよいということですか。

○**真鍋会長** そうですね。ただその方が、例えば10人の職員さん全員とかというのでは、責任者の代行者とはなかなかないもので、何人かの代行者の方を絞っていただく、今おひとりですけど、2人でも構わないですし、3人くらいまででしたら構わないと思いますが、そこは、明確に責任の所在をしていただかないと困るということです。

○**元気村** わかりました。では、業務の流れをどの者が適任か検討させていただきまして、この書類を訂正させていただきます。

○**真鍋会長** はい、そのようにお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、他にご質問等ございますでしょうか。はい、事務局から事前に様式の件についてお伺いしているのですが、ちょっとよろしいですか。

○**事務局** はい、今回ですね、元気村さんからご提出いただきました様式6ですね、様式6の運行管理の責任者就任承諾書についてですが、こちらが古い様式のようになっておりまして、新しいものに差替えて協議を調べてよろしいかお伺いできればと思うのですが、よろしいでしょうか。

○**真鍋会長** はい、協議会としては、そちらの新しい様式で出していただければいいかと思いますので、ご対応お願いいたします。よろしいでしょうか。

《承諾の意思表示》

○**真鍋会長** そのほかご意見等ございますでしょうか。

はい、特にございませんので、提出書類としましては、今の様式6ですね、様式6を新しい現在のものに合わせてもらうということと、あと、運行管理の様式第7号ですよね、様式第7号の運行管理の体制等を記載した書類を実際の安全な運転のための確認をされている方を代行者のところに記載いただくということで修正してご提出いただきたいと思います。今の2点の修正となりますので後は事務局と私の

ほうで確認して協議を調ったこととしてよろしいでしょうか。

《承諾の意思表示》

**○真鍋会長** はい、ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。では、ここで社会福祉法人元気村様の更新登録申請に係る協議は以上としたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題に進みたいと思います。議題の（２）報告事項ですね、こちらにつきましては、①軽微な事項の変更届申請状況についてと②令和４年度下半期実績報告についてをまとめて、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局** はい。それではですね、軽微な事項の変更届申請状況についてご説明させていただきます。資料３ですね、資料３をご覧ください。順番に申し上げます。

まず初めに、社会福祉法人たいむ共生会さん、窓口市町は久喜市さんです。ア、令和５年４月２５日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両の変更、持込車両を所有車両に名義変更をいたしていることと、運転者の変更により２名減、旅客名簿の変更により８名増になっております。続きまして、イ、令和５年５月１６日付けの申請による変更内容につきましては、所有車両の入れ替えを行っております。

続きまして、社会福祉法人久喜市社会福協議会様、窓口市町は久喜市さんになります。ウをご覧ください。令和５年４月１７日付けの申請による変更内容につきましては、運行管理の体制等を記載した書類の変更を行っております。

続きまして、社会福祉法人誠会さん、窓口市町は久喜市さんです。エをご覧ください。令和５年４月２１日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両の変更により７台増、運転者の変更により２名増となっております。ページをめくっていただきまして、オですね、令和５年５月３１日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両の変更により２台増となっております。

続きまして、一般社団法人あかりさんです。窓口市町は久喜市さんです。カをご覧ください。令和５年４月１日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が５名減、７名増となっており、旅客名簿の変更により２２名増となっております。キ、令和５年６月１日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が１

名減、10名増となっております。

続きまして、特定非営利活動法人きらりびとみやしろさんです。窓口市町は宮代町です。クの項目をご覧ください。令和5年2月3日付けの申請による変更内容につきましても、運転者が3名減、使用車両が3台減、1台増となりまして、車両台数が15台に変更となっております。

次のページをめくってください。続きまして、一般社団市一舎障害福祉じゅれーになります。窓口市町は宮代町になります。ケの項目になりますが、令和5年2月1日付けの申請による変更内容につきましても、まず、事務所の住所の変更、あと、旅客名簿の変更により11名の減、運転者が1名減となっております。最後、コ、令和5年5月1日付けの申請による変更内容につきましても、運行管理の体制等を記載した書類の変更と運転者が1名減となりました。以上で軽微な事項の変更届の報告を終わりになります。

続きまして、併せて、令和4年度下半期の実績報告について説明させていただきます。本日お手元にご用意しました正の字のついている資料4をご覧ください。今回、変更箇所がですね、きらりびとみやしろさんの令和4年度下半期の運転者の数が、ごめんなさい、間違えて0と記載したものを皆様にお渡ししておるのですが、こちら今回お配りした資料の22という数字が正しい数字になりますので、そちらをご覧くださいと思います。

それでは、資料4、令和4年度下半期実績報告について説明させていただきます。まず、たいむ共生会さん、車両数31台、会員数117名、走行距離27,276キロ、運送回数2,886回、運送収入4,761,000、運転者数48名となっております。

続きまして、2番、誠会さんです。車両数3台、会員数34名、走行距離2,574.1キロ、運送回数349回、運送収入817,000、運転者数15名となっております。

続きまして、3番目、あかりさんになります。車両数26台、会員数131名、走行距離18,152キロ、運送回数2,943回、運送収入1,486,000円、運転者数は98名となっております。

続きまして、4番目、久喜市社会福祉協議会さん、車両数8台、会員数58名、

走行距離143キロ、運送回数22回、運送収入196,000円、運転者数は31名となっております。

続きまして、5番、白岡町地域支援いちょうの木、車両数2台、会員数2名、走行距離48キロ、運送回数16回、運送収入9,000円、運転者数2名となっております。

続きまして、6番、きらりびとみやしろ、車両数15台、会員数191名、走行距離9,455キロ、運送回数1,580回、運送収入1,527,000円、運転者数が22名となっております。

7番、すずらんさん、車両数2台、会員数0名、走行距離104キロ、運送回数13回、運送収入23,000円、運転者数2名となっております。

8番、元気村さん、車両数3台、会員数8名、走行距離60キロ、運送回数10回、運送収入9,000円、運転者数2名です。

最後、9番、一般社団市一舎障害福祉じゅれ一、車両数1台、会員数11名、実績のほうは0ということでお話を聞いておりますので、走行距離0キロ、運送回数0回、運送収入0円、運転者数は2名となっております。

なお、9団体すべてにおきまして、苦情及び交通事故、交通違反はございませんでした。

またですね、裏面にありますが、補足資料の旅客の会員の運送を必要とする理由別の内訳、自動車の保有の内訳、必要な運行管理者数と事業所の配置人数、また、運転者の人数のうち、福祉車両限定の方、セダン等の運転要件を満たす方の内訳については記載のとおりとなっております。説明については、以上になります。

**○真鍋会長** はい。ありがとうございます。ただ今の説明について質問等ございますでしょうか。ひとつ、下半期実績ですが、すずらんさんですが、会員が0件ですが、運行状況に数字が入っていますね。すずらんさんはつい最近登録されたので、これから久喜市のほうに進出するものと思われませんが、こちらのこの数字は、加須市のほうでの数字ということよろしいですかね。担当しましたのは、久喜市さんかと思いますが、何か把握されてますでしょうか。

**○助川委員** はい、そうですね、上半期もそうだったのですけれども、こちらは、おそらく加須市の会員の方の利用者数として、走行距離だとか回数ですとかをご報

告いただいています。

**○真鍋会長** あと、誠会さんのほうが、車両が今19台に増えていて、今後、増えてるようになると、運行管理者の資格に応じては人数を増やさなければいけないというようなこと思ったのですが、この後、誠会さんのほうが廃止するということなのでこれはあまり懸念事項ではないのですが、すいません、先取りしてしますが、誠会さんはかなりの運送をしてくれていたのですが、こちら廃止というのは、これは福祉サービス自体をやめられるとかそういったところの事情を。こちらの担当市町は久喜市さんでしょうか。

**○助川委員** はい、こちらは、特定非営利活動法人誠会ではなくて社会福祉法人誠会に変更になるので廃止というかたちになります。

**○真鍋会長** とすると、福祉有償運送は、NPO法人が廃止して、前回、社会福祉法人への引継ぎを協議したような。わかりました。そうすると、車両台数とか先ほど申し上げたように、19台までは、資格の種類によっては、20台を超えると資格の方がもう一人必要になります。資格の種類によっては49台大丈夫な場合もあるのですが、ここは、次、増えるようなことがあればご注意ください。お願いします。誠会さんは、このまま引き続きということですね。令和4年度の下半期の実績報告には、これには法人格は書かれていないのですが、社会福祉法人の数ですかね。わかりました。ありがとうございます。

あとですね、小さなことですが、先ほどの元気村さんですが、会員数が下半期で8名となっています。先ほどの更新申請では、6名だったので、こちら軽微な変更も出ていないので、今回の場合も提出が必要ではございませんでした。会員が増える場合は該当するかどうか確認するのですが、減った場合についても出してもらう必要があるのかもしれないので確認をお願いいたします。

ほかに、皆様から質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。冒頭でも申し上げましたように、埼玉北地区での福祉有償運送の実績がかなり少ない状況で、また、少ないのは移動制約の方の移動が十分に足りているからというわけでは決してございませんので、皆様方のほうからも関係団体の皆様にこういった制度がありますよといったようなことを是非おっしゃっていただければと思います。では、これで、議題の(2)報告事項は終わりたいと

思います。

その他、事務局さんからお願いいたします。

**○事務局** それでは、7番目のその他についてですが、4点ほどご報告のほうがありますのでよろしく申し上げます。

まず、1点目につきましては、資料5のほうをご確認いただければと思うのですが、先ほども議題のほうに出ておりましたが、自家用有償旅客運送の登録の抹消についてということで報告をさせていただきます。特定非営利活動法人誠会さんにつきましては、令和5年3月31日をもちまして福祉有償旅客運送を廃止するとの届けが提出されております。誠会さんのほうは社会福祉法人へと変更したことで、新規登録の申請がされております。

2点目になりますが、第2回協議会は、次回の協議会になりますが、予定では令和6年、年明けまして、1月または2月の実施を予定しております。委員の皆様にはですね、追って通知でお知らせさせていただきますので、よろしく申し上げます。

3点目ですね、資料2につきましては、個人情報の一部含むものとなっておりますので、こちらの資料に関しては、回収をさせていただきます。こちらお帰りの際に机の上に置いておいていただければこちらで回収させていただきますので、どうぞ協力をよろしく申し上げます。

最後、4点目ですね。事前に郵送させていただきました、口座振込依頼書兼個人番号通知書及び承諾書の提出がまだお済でないよという方につきましては、事務局でお預かりいたしますので、こちらも併せて机の上に置いておいていただければと思いますのでよろしく申し上げます。以上になります。

**○真鍋会長** ありがとうございます。その他のところですけども、皆様からご質問等ございますでしょうか。

**○明野委員** たびたびすみません。2点ばかりタクシー業界のほうからのお知らせです。タクシー業界のほうもやはり人件費高騰そして燃料費の高騰ということで値上げの申請を出しております。11月ぐらいには結果が出るのかなというふうなかたちになっておりますのでよろしく申し上げます。

それともう一つ、これは、バス業界、タクシー業界の両方なんですけど、今、プラ

イバシーの問題が非常に問題になっておりまして、われわれタクシー業界のほうなのですが、乗務員証ってあると思うんですけど、写真と名前をSNSにあげられて、誹謗中傷されるという案件が増えてきたということで、バス会社、タクシー会社両方なのですが、今後はですね、タクシー会社は名前と運転手の登録番号こちらのみの表示ということになります。その裏面に実は写真とか入るのですが、お客様に見せる場所は、会社名と運転手の登録番号になります。これは、雑談の範囲だと思うのですが、自家用有償運送に関しましては、今までタクシーと同じような形で写真等個人情報が入っているので、先ほどの資料も見ると入っておりますので、これは県の範疇となると思うのですが、今後、バス、タクシーに倣って検討するのの一つありなのかというところでございます。以上2点よろしくお願いたします。

**○真鍋会長** タクシーの個人の情報の判断については、県とかが判断するのですか。

**○明野委員** タクシーのほうは国でもう決まりましたので。ただ、この福祉有償運送は、県の判断になると思うので。

**○真鍋会長** 大本の国の判断ということかも知れませんが。そういった動きがありましたら、また、おっしゃってください。今のところはまだ聞いておりません。ありがとうございました。はい、お願いします。

**○大熊委員** 埼玉県交通政策課の大熊です。行政の方にご連絡です。すでにご確認いただいていると思うのですがけれども、福祉有償運送で使用する車両なんですけれども、改めて保険会社さんのほうに福祉有償運送に適用されているかというのを、改めてご確認ができればと思います。

あともう1点ですね、県の証紙制度の廃止によってですね、キャッシュレス決裁が10月から開始が予定しております。それに伴って、福祉有償運送であれば、新規の登録または、区域の拡大等の際に手数料としていただいていたのですがけれども、令和6年3月をもって証紙が使えなくなってしまうので、もしそういった事業者が出てきた場合にはそういった情報も周知いただければと思います。周知の内容については、事務局のほうに5月ぐらいにお渡ししているもので情報等あれば市町村のほうにお配りしていただければと思います。よろしくお願いたします。

**○真鍋会長** ありがとうございます。保険について、埼葛北だったか南だったか

で、国土交通省のほうでそういったところのルールを決められないかということ  
を、協議会から、北でやってないですよ、南でやったのですが、国のほうでそう  
いったところの確認をやりやすくできないかということをお問い合わせたのですけ  
ど、南の協議会には、国ではできかねるとというのが回答でした。ですので、事業者  
さんのほうでやはりしていただくしかないかなということですので、各窓口市町さ  
んにおかれましては、その点お伝えいただければと思います。補足です。

ほかにございますでしょうか。

はい、なければ、最後、事務局さんに戻したいと思います。

**○事務局** 真鍋会長ありがとうございました。以上をもちましてですね、令和5年  
度第1回埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とさせていただ  
きます。皆様、本日は大変ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年9月11日

会議録署名委員 市川 照夫

会議録署名委員 矢島 静江